

総務大臣
石田真敏 殿

統計委員会委員長
西村清彦

諮問第118号の答申
国民生活基礎調査の変更について

本委員会は、諮問第118号による国民生活基礎調査の変更（2019年以降に実施する調査の変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

I 本調査計画の変更

1 承認の適否

平成30年9月12日付け厚生労働省発政統0912第3号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「国民生活基礎調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

2 理由等

（1）報告を求める事項の変更

ア 改元に伴う元号の表記の変更【全ての調査票】

本申請では、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の制定・施行に伴い、2019年5月1日から元号が改められることを踏まえ、各調査票の調査事項等における和暦による表記について、表1のとおり、変更する計画である。

表1 改元に伴う表記の変更状況

調査票区分	該当調査事項等	変更内容
世帯票	「出生年月」「就業開始時期」	「新元号」の選択肢を追加
健康票	「出生年月」	
介護票、所得票及び貯蓄票	調査期日及び記入対象期間等の和暦による年月日表記	改元年である2019年は西暦表記。2018年以前の年次表記は和暦と西暦を併記

これについては、改元に伴って年次表記を変更するものであり、可能な限り、報告者にとって分かりやすいよう配慮した年次表記を行うこととしていることから、適当と考える。

イ 「教育」に係る選択肢区分の削除【世帯票】

本申請では、「教育」状況を把握する調査事項において、他の調査事項とクロス集計することにより、障害者関連施策等の検討に資することを目的として、平成28年調査から追加した「特別支援学校・特別支援学級」の選択肢を、捕捉率が低調であり、結果の利活用が困難などの理由から、図1のとおり、削除する計画である。

図1

【現 行】

<p>質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含めません。 「1 小学・中学」又は「2 高校・旧制中」に○をつけた方で「1 特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した方はこちらにも○をつけてください。</p>	<p>1 在学中 } 2 卒業 } 3 在学した } ことがない }</p> <p>1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院</p> <p>1 特別支援学校・特別支援学級</p>
---	---

【変更案】〔削除〕

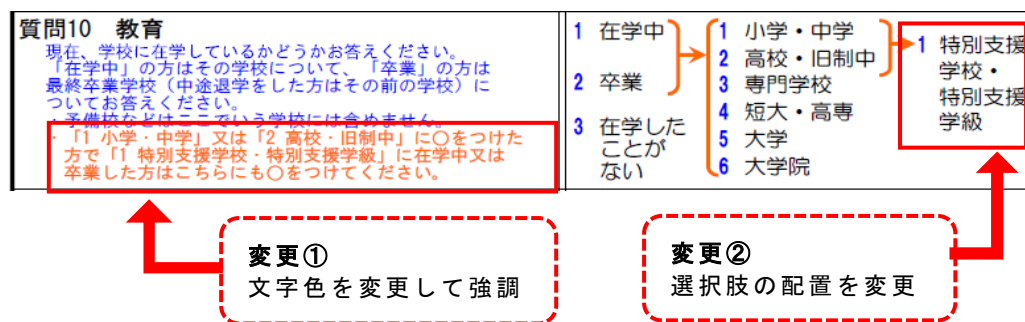
<p>質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含めません。</p>	<p>1 在学中 } 2 卒業 } 3 在学した } ことがない }</p> <p>1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院</p>
---	--

これについては、①公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定。）における基本的な視点及び方針の一つとして、障害者統計の充実が掲げられていること、②本調査事項のレイアウト変更や注記の充実等により、捕捉率の向上が期待できること、③障害者統計の充実に向けた3府省（内閣府、総務省及び厚生労働省）による検討の結論が2020年度には得られる予定であること等から、現時点での削除には疑義がある。

このため、関係府省による結論が得られるまでの間は、図2のとおり、本調査事項のレイアウトの修正を行なった上で、把握を継続するとともに、2022年調査の企画時までには本調査における障害者統計の充実に向けた最終的な対応を整理・検討する必要があることを指摘する。

【統計委員会修正案】

図 2



ウ 健康食品の摂取状況を把握する調査事項の変更【健康票】

本申請では、「健康食品」（健康の維持・増進に役立つといわれる成分を含む、錠剤、カプセル、粉末状、液状などに加工された食品）の摂取状況を把握する調査事項を、新たに追加する計画である。

これについては、「記入のしかた」に健康食品の定義を分かりやすく説明することなどにも留意しており、政策ニーズの変化に対応するものでもあるので、適当である。

エ がん検診の受診状況等を把握する調査事項の変更【健康票】

本申請では、「がん検診の種類別受診状況等」を把握する調査事項について、表2のとおり、①「子宮がん（子宮頸がん）検診」及び「乳がん検診」は過去1年間の受診状況を把握する項目を削除する一方、②過去2年間における「胃がん検診」の受診状況を把握する調査事項を追加する計画である。

表2 「がん検診の種類別受診状況等」の変更状況

検診区分		調査年				
		平成19年	平成22年	平成25年	平成28年	2019年
「子宮がん（子宮頸がん）検診」及び「乳がん検診」	過去1年間	○	○	○	○	×
	過去2年間	×	○	○	○	○
「胃がん検診」	過去1年間	○	○	○	○	○
	過去2年間	×	×	×	×	○

これについては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添）（平成28年2月4日一部改正）におけるがん検診の実施に係る規定や調査結果の蓄積状況等を踏まえつつ、報告者の負担抑制にも配慮して変更するものであり、適当である。

オ 5月中に利用した介護サービスの種類を把握する調査事項の変更【介護票】

本申請では、調査実施年の5月中に利用した介護サービス（全額自己負担したものを含む。）を把握する調査事項について、利用したサービスの種類に係る選択肢のうち、「訪問系サービス」「通所系サービス」及び「小規模多機能型サービス等」の定義を変更する計画である。

これについては、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正や介護報酬改定に伴って変更するものであり、適当である。

カ 介護保険料所得段階を把握する調査事項の選択肢の変更【介護票】

本申請では、介護が必要な者が65歳以上の場合の介護保険料所得段階を把握する調査事項について、図3のとおり、選択肢のうち、「第1段階」と「第2段階」に区分されていた選択肢を、「第1段階」に統合する計画である。

図3

【現 行】

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。

※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1 第1段階（生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税） |
| 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税） |
| 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外） |
| 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる |
| 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている |

【変更案】〔変更〕

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分が第1段階の方は、1に○をつけてください。

なお、第1段階以外の方については、2～4のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1 第1段階（①介護が必要な者が生活保護受給者、②介護が必要な者が老齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税又は③介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税） |
| 2 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1以外） |
| 3 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる |
| 4 介護が必要な者は市町村民税を課税されている |

これについては、介護保険法の改正に伴って変更するものであり、おおむね適当である。

ただし、介護保険法施行令第39条第1項においては、標準所得段階について、「市町村の事情に応じて標準よりも多い段階を設けることができる」と規定されており、第1段階を細分化している市町村も存在することから、図4のとおり、報告者に紛れが生じないように、修正する必要があることを指摘する。

【統計委員会修正案】

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、以下1～4の介護保険料所得段階のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。

<p>1 世帯の全員が市町村民税非課税であって、以下の①～③のいずれかに該当する</p> <p>① 介護が必要な者が生活保護受給者</p> <p>② 介護が必要な者が老齢福祉年金受給者</p> <p>③ 介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下</p>
<p>2 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1以外）</p>
<p>3 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる</p>
<p>4 介護が必要な者は市町村民税を課税されている</p>

キ 企業年金・個人年金等の項目の分割、仕送り額及び都市計画税・自動車税等の追加【所得票】

本申請では、所得に係る調査事項及び掛金の支払いに係る調査事項について、図5及び図6のとおり、「企業年金」と「個人年金等」とを一括して把握することを継続する計画である。

図 5 【現 行】

質問2

企業年金・個人年金等 11 万円

千 百 十 一

企業年金・個人年金等による所得

企業年金、生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金及び年金型商品、国民年金基金、農業者年金などからの受取額を記入してください。

厚生年金基金からの年金は、「公的年金・恩給」に記入してください。

図 6 【現 行】

質問7 平成27年分の企業年金・個人年金等の掛金を支払いましたか。

あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 支払いあり → 企業年金・個人年金等 万 千円

千 百 十 一

2 支払いなし

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
(1～499円は「0千円」、500～1,499円は「1千円」)

これについては、OECD所得定義の改定を踏まえ、国際比較可能性の向上等の観点から、図7及び図8のとおり、「企業年金」と「個人年金等」に分割して把握するとともに、図9のとおり、仕送り額についても新たに把握するよう、修正する必要があることを指摘する。

図 7

【統計委員会修正案】

質問 2

企業年金 11 万円
千 百 十 一

個人年金等 12 万円
千 百 十 一

企業年金・個人年金等による所得
確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型）、中小企業退職金共済等からの受取額を記入してください。
一時金として受給した給付（退職一時金等）は含みません。
 生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金及び年金型商品、国民年金基金、農業者年金などからの受取額を記入してください。
 厚生年金基金からの年金は、「公的年金・恩給」に記入してください。

図 8

【統計委員会修正案】

質問 7 **2018（平成30）年分の企業年金や個人年金等の掛金を支払いましたか。**
 あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。

企業年金

1 支払いあり → 万 千円
千 百 十 一

2 支払いなし

個人年金等

1 支払いあり → 万 千円
千 百 十 一

2 支払いなし

千円未満は四捨五入して、千円単位で右つめに記入してください。
 （1～499円は「0千円」、500～1,499円は「1千円」）

図 9

【統計委員会修正案】

質問 8 あなたは昨年1年間（2018（平成30）年1月～12月）に仕送りをしましたか。
 定期的又は継続的に送った1年間の金品の額を記入してください。
 品物は、時価に換算した額を記入してください。
 あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 仕送りをした → **仕送りした金額**
 万円
千 百 十 一

2 仕送りをしていない

万円未満は四捨五入して、万円単位で右つめに記入してください。
 （1～4,999円は「0万円」、5,000～14,999円は「1万円」）

また、本申請では、資産に課される税の課税状況を把握する調査事項について、図10のとおり、「固定資産税」を把握することを継続する計画である。

図10

【現 行】

質問 6 **平成27年度の固定資産税の課税はありましたか。**
 あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。

1 課税あり → **固定資産税**
 万 千円
千 百 十 一

2 課税なし

千円未満は四捨五入して、千円単位で右つめに記入してください。
 （1～499円は「0千円」、500～1,499円は「1千円」）

これについては、OECDにおける等価可処分所得の算出基準が明確化され、我が国の場合、固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税・自動車重量税を把握するよう要請があったことから、図11のとおり、「固定資産税」の課税状況を把握する調査事項に「都市計画税」を追加するとともに、「自動車税、軽自動車税、自動車重量税」を新たに把握するよう、修正する必要があることを指摘する。

図11 【統計委員会修正案】

質問6 2018（平成30）年度の固定資産税・都市計画税や自動車税等（自動車税、軽自動車税、自動車重量税）の課税はありましたか。
 あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。

固定資産税

1 課税あり → [] [] [] [] 万 [] 千円
 2 課税なし

自動車税等

1 課税あり → [] [] [] [] 万 [] 千円
 2 課税なし

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
 (1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

ク 行政記録情報等の活用状況等

本申請では、行政記録情報等の活用による新たな調査事項の縮減や代替は行われていないものの、引き続き行政記録情報等の活用余地を検討することから、適当である。

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更

本申請では、「調査員が調査対象世帯を訪問し、面接して配布した調査票を、再度訪問して回収する方法」に加え、「調査員が調査対象世帯を訪問しても、面接できない世帯（以下「面接配布不能世帯」という。）を対象に、調査票をポストイングにより配布し、郵送により回収する方法」を、2020年に実施する簡易調査から導入する計画である。

これについては、従来から、「諮問第82号の答申 国民生活基礎調査の変更について」（平成28年1月21日付け府総委第19号。以下「前回答申」という。）等において、非標本誤差の縮小に向け、都市部における若年世帯や単独世帯における回収率向上方策を検討・導入するよう、指摘されていたことに対応するものであり、導入自体はおおむね適当である。

ただし、この導入時期については、若年世帯及び単独世帯の回収率の向上による非標本誤差の縮小が喫緊の課題となっている中、早期にその改善に着手する観点から、2019年に実施する大規模調査において、実査機関の意向にも留意しつつ、回収率の比較的低い地域を中心に導入するとともに、その実施結果を十分に分析・検証し、2020年に実施する簡易調査からの全面導入に向けて更なる改善を図る必要があることを指摘する。

また、この導入については、調査結果にも影響を及ぼす可能性があることから、結果公表に当たって、調査手法の見直し内容や影響の検証結果等についても十分な情報提供を行う必要がある。

(3) 集計事項の変更

本申請では、①調査事項の追加・削除等に伴い、集計事項（結果表）の追加・削除、②統計利用者の利便性向上等の観点からの集計事項の表記の変更、③「パート・アルバイトをしている者及び希望している者」（世帯票、健康票及び所得票）及び「主に仕事をしている者」（所得票）の集計対象年齢を「35歳未満」から「45歳未満」に変更、④所得票及び貯蓄票に係る集計事項のうち、他と集計内容が重複する集計事項（2表）の削除を実施する計画である。

これらについては、政策課題を検討するために有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズに配慮したものと認められることから、おおむね適当である。

ただし、この結果表一覧については、一部誤りが判明したことから、統計利用者の利便性を考慮し、表3-1及び3-2のとおり、修正する必要があることを指摘する。

表3-1 【所得票・貯蓄票】の結果表変更一覧のうち修正が必要な事項

申請案	統計委員会修正案
【貯蓄票】 1 削除 第12表 世帯数、 <u>貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）</u> ・ <u>所得金額階級別</u>	【貯蓄票】 1 削除 第14表 世帯数、 <u>貯蓄の有無－貯蓄額階級・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別</u>

表3-2 【貯蓄票】の結果表一覧のうち修正が必要な事項

申請案	統計委員会修正案
【貯蓄の増減】 削除	【貯蓄の増減】 第12表 世帯数、 <u>貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）</u> ・ <u>所得金額階級別</u>
【貯蓄の増減】 第13表 世帯数、 <u>貯蓄の有無－貯蓄額階級・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別</u>	【貯蓄の増減】 削除

II 前回答申における今後の課題への対応状況及び本答申における今後の課題

本調査については、前回答申において、①本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組、②調査業務の効率化のための検討、③本調査の調査設計等に関する情報提供の充実を図るよう指摘している。

これらの指摘に対する厚生労働省における対応については、十分な成果をあげておらず、また、相対的貧困率を始めとする本調査結果の利活用ニーズや関心が高まる中、非標本誤差の縮小及び結果精度の向上にスピード感を持って取り組むことが一層重要となっている。

このため、厚生労働省は、非標本誤差の縮小等に向け、2022年に実施する大規模調査の企画時期までに、以下の3点に留意した検証・検討の結論を得て、調査計画に具体的な改善方策を盛り込むことが必要である。併せて、保健所及び福祉事務所を經由して実施している本調査の特性に鑑み、当該機関が保有する行政記録情報等を含め、改めてその活用可能性を点検・確認するなどして、報告者及び実査機関の更なる負担軽減を図ることも必要である。

1 非標本誤差の縮小等に向けた更なる取組の推進

(1) 非標本誤差の縮小に向けた調査方法の見直し

厚生労働省では、前回答申における指摘を踏まえ、①平成22年国勢調査結果と平成22年の本調査の準備調査結果とを同一地区において比較・検証した結果、若年世帯及び単独世帯の捕捉率や、戸建てに比して共同住宅の捕捉率が低いこと、また、②平成22年国勢調査の世帯数と平成25年の本調査結果の世帯数とを比較・検証した結果、大都市における単独世帯の乖離が大きい傾向にあることが改めて確認されたとしている。

この確認結果を踏まえ、本件申請においては、捕捉率の低い都市部の若年世帯及び単独世帯の回収率の向上方策として、上記I2(2)のとおり、面接配布不能世帯に対する調査票のポスティング配布・郵送回収を導入する計画である。

しかしながら、このポスティング配布・郵送回収の導入対象は、面接配布不能世帯に限定されているため、今後における導入効果の検証結果を踏まえ、その対象範囲の見直し等を検討する必要がある。

また、報告者に多様な報告方法を提供することにより、回収率の向上を図る観点からは、特に回収率が低いと確認された若年世帯及び単独世帯に対する効果的な調査方法と考えられる、スマートフォンを含むオンライン調査の導入に向け、2022年調査を目標とした、検討の工程表を2019年年央までに作成し、その工程表に則り、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含めて検討することが必要である。

(2) 結果精度向上に向けた推計手法の見直し

厚生労働省では、前記II1(1)の検証・検討結果を活用し、過去に活用を検討した推計方法の採用余地を改めて検証・検討した結果、いずれの推計方法についても、現行の推計方法に替えて採用するべきという積極的な根拠は得られなかったとしている。

しかしながら、現行の推計方法を採用する根拠は、明確でないことに加え、国勢調査結果との乖離の縮小という課題解決も達成されていない。

このため、厚生労働省は、推計方法の見直しに向け、これまでの検証・検討で確認された、①国勢調査結果との乖離是正を図るための世帯属性ごとのきめ細かな層別の拡大乗数の設定、②国勢調査の中間年における推計方法の検討、③調査票回収不能世帯の補てい方法の確立等の課題について、諸外国の類似調査の推計方法等も参考に検討し、2020年末までに結論を得たうえで、早期に改善を図る

ことが必要である。

2 調査業務の効率化に向けた検討

厚生労働省では、本調査の調査単位区の設定に係る準備調査の在り方等について検証した結果、母集団情報としている国勢調査結果とかい離が生じている単位区が一定数確認されたことから、引き続き準備調査を実施する必要があるとしている。

しかしながら、実査機関では、調査員の高齢化等を背景に、郵送・オンライン調査の導入等を含め、調査事務の効率化・負担軽減を要望している。

このため、本調査の調査業務については、前記Ⅱ 1（1）の取組を通じて、実査機関の意見も踏まえつつ、一層の効率化等を図るとともに、準備調査の結果を前記Ⅱ 1（2）の調査票回収不能世帯の補てい情報として利用できるよう、準備調査の把握内容の改善を検討することが必要である。

3 調査方法等に関する情報提供の充実

厚生労働省では、前回答申で情報提供を指摘された事項について、地域別の回収率を除いて提供を開始している。

この地域別の回収率については、調査への影響も考慮して公表しないとしているが、推計方法や結果精度の改善に当たって、実査機関の理解を得る上でも有用なデータであることや、都道府県別集計結果（世帯票）等の利用に当たっても有用と考えられることから、ブロック別・都市規模別等による提供を含め、引き続き公表に向けて検討することが必要である。